第２１回（平成２７年度第２回）熊谷市入札適正化委員会　会議の概要

１　開催日時　平成２８年２月１９日（金）　午後２時開会

２　開催場所　熊谷市役所議会棟　第４委員会室

３　会議の内容

⑴　開会

⑵　あいさつ

⑶　議事

ア　入札手続の運用状況に関する報告

イ　抽出事案に関する審議

＜市長部局＞

建設工事

・　一般競争入札　２件／対象案件　３４件

・　指名競争入札　２件／対象案件　５１件

・　随意契約　　１件／対象案件　　６件

業務委託

・　指名競争入札　１件／対象案件　１３件

＜水道部＞

建設工事

・　一般競争入札　１件／対象案件　　７件

・　指名競争入札　１件／対象案件　１５件

業務委託

・　指名競争入札　１件／対象案件　　１件

ウ　その他

⑷　閉会

議事の概要

１　入札手続の運用状況に関する報告

資料に基づき、事務局から、平成２７年９月１日から平成２７年１２月３１日までの建設工事及び工事に係る業務委託の状況概要について説明を行った。

【質疑応答】

委　員：　市長部局の工事発注件数について、昨年に比べて指名競争入札の割合が多くなっていることには何か具体的な理由があるのか。

事務局：　ご指摘のとおり、前年度の同時期の件数と比較して、一般競争入札と指名競争入札の件数が逆転しているように見受けられる。工事費の規模については、例年ととくに変わりはないと考えているが、今年度は市役所耐震化工事等金額の高い契約の支払いを控えており、その支払額が大きなウエイトを占める。このため、結果的に大規模工事の発注が減っており、相対的に舗装工事等の比較的低廉な工事の発注が多かったものと推測する。

委　員：　本庁舎耐震改修工事の工期は今年度末だが、進捗状況はどのようになっているか。

事務局：　３月３１日竣工を目指して工事を進めているところである。

２　抽出事案に関する審議

委員により抽出された下記事案について、事務局から説明を行った。

委員からは下記のとおり質疑があり、適宜事務局から回答し、了とされた。

＜市長部局＞

事案１・・・排水路整備工事（その１）【一般競争入札】

【質疑応答】

委　員：　設計金額により選定業者数は６者以上となっているが、入札参加業者が５者であったということか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　参加業者も少なく、請負率も高いのはなぜか。

事務局：　参加業者が少ないことからも、業者側にとってあまり受注意欲を喚起するような工事内容ではなかったのかと考えられる。

委　員：　今回の落札業者は以前に公園整備工事を請け負っているが、土木工事もできる業者なのか。

事務局：　造園工事業も土木工事業も適正に行っている。

事案２・・・市道１３６号線道路改良工事【一般競争入札（総合評価）】

【質疑応答】

委　員：　総合評価方式による配点表の評価項目は、業者に通知しているか。また、これは有識者がいるような委員会で決まるのか。

事務局：　内部の委員会で審議したうえで、県が行っている総合評価審査小委員会（北部ブロック）に諮り総合評価方式試行ガイドラインとして公開している。個々の総合評価の案件においても、評価項目は県の小委員会に諮る。その委員会は有識者による委員会である。

委　員：　６者のうち２者が辞退したということでよいか。また、対象業者３３者に対しては、この内容について周知していると考えてよいか。

事務局：　一般競争入札においては、エントリーをしていないと応札できないシステムになっているため、６者がエントリーをし、実際に札を入れたのは４者であり、２者は

辞退したということになる。対象業者に対しては周知を行っている。

第３四半期に工事の受注業者を確保するのは難しい。県の小委員会でも言及されたが、先に県の工事を受注してしまうと市の工事を請け負う業者が減り、その逆もある。業者も手詰まりのようで、@級業者を参加させてやっと成立できたと考えられる。

委　員：　総合評価方式の工事をもっと早めの時期に組むことは難しいのか。

事務局：　総合評価方式の入札案件は内部委員会で審議後、県の小委員会に諮るため、落札までに約２か月はかかってしまう。そのため、工期との兼ね合いで総合評価に諮りたいものとマッチしないこともある。なお、前期には総合評価が１本あったが、大規模の工事であった。

委　員：　評価項目にある「工事成績評定」が０点になっている業者がいるが、どのようなことか。

事務局：　熊谷市総合評価方式試行ガイドラインにて、熊谷市建設工事の過去２年間の平均点によって加算点が決められており、その業者はここ数年に土木工事の実績がなかったため、企業の技術能力の工事成績評定は０点になっている。同時に、配置予定技術者の技能能力の成績評定も０点になる。この項目は、配置技術者が携わった工事がよかったかどうかを判断材料としている。良い技術者を配置していれば評価されるため、受注意欲のある業者であれば、エース級の人を充ててくる。

委　員：　総合評価方式で発注された全３件は除算方式であるか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　この事案における工事内容の特殊性や困難とは。

事務局：　総合評価方式に諮る工事は、特殊な工事をあてるようにしている。この事案は国道との接道という観点で特殊であり、また、地元住民との調整を要することから、信用のおける業者に丁寧に対応してもらいたいこともあった。

委　員：　市道と国道の両方を工事したということか。となると、工事は思うよりも難しいと考える。

事務局：　そのとおり。地元住民への対応がスムーズであると現場としてもありがたい。

事案３・・・排水路整備工事（その５）【指名競争入札】

事案４・・・舗装打替工事（肥塚）【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　Ｂ級，Ｃ級業者は、工事に携わる従業員が何人いるかで業者の格付に差が出てくるものなのか。

事務局：　業者の格付によるＢ級、Ｃ級の差は、人数というより売上高や資本金によって決まる。Ｂ級だからといって従業員が多いというわけではない。

委　員：　事案３の辞退業者が以前に他の工事で落札したことや、入札参加履歴などは把握しているのか。

事務局：　過去の応札歴を把握したうえで指名をしている。

委　員：　辞退業者は直近に他の工事を多く請け負っていることが多い。入札が小口化すると、入札の段階で有力業者がある程度推測できるのではないか。選定に誤りがあったかのようにもみえ、入札のあり方としてこのまま続けていいものかと少し心配がある。制度を変えていく必要があるのではないか。

また、県の単価を設計に採用してると思うが、利益がこれくらい出て下請けに無理をさせていないという工事結果を１、２件調査しないと、入札が小型化するにつれて辞退が多くなるであろうと危惧を感じる。

事務局：　指名については、ある程度受注状況を考慮しているが、結果に結びついていない。

とはいえ、落札していなくても応札をしている業者もいる。事案３については公表されている設計額と請負額が同額であることから、工事内容の困難さにも原因があるのではないかと考えられる。指名の業者選定については、今後も研究していきたい。

委　員：　事案４については、設計金額が公表されていることから、計算して最低制限価格と同額が出せるということか。費目ごとにも金額が公表されているものなのか。

事務局：　設計金額として総額のみを公表している。内訳の費目は公表しているが、費目ごとの金額は公表していない。舗装工事の費目は単純であることから、計算がどこまでできるかという点は企業努力であろうと考える。

委　員：　過去の事例等で計算をしているということか。

事務局：　そのとおり。最低制限価格と同額である案件は、このような舗装工事が多い。

事案５・・・熊谷市営大幡住宅４号棟ガス管改修工事【随意契約】

【質疑応答】

委　員：　落札業者は、当初のガスを設置した会社であるか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　随意契約については、ここの業者とするように、と協定等で徹底されているのか。

事務局：　この事案は、ガス会社との協定があるため随意契約となったが、本来は協定というより、工事施工において技術的な問題でこの会社でしかできないという理由が多い。例えば、「荒川公園内Ｄ５１型蒸気機関車補修工事」でＳＬの取扱業者との随意契約がある。

委　員：　この市営大幡住宅はいつ建てられたものであるか。

事務局：　昭和４６年に建設以降、初めてのガス管改修である。

事案６・・・橋梁点検業務委託（Ｈ２７－１）【指名競争入札】

【質疑応答】

委　員：　指名業者の選定について、熊谷市内の業者を優先しても数が足りなくて範囲を広げたという考えでよいか。

事務局：　市内業者の育成で市内本店から優先して指名するが、この業種は３者しかいなかったため、市内代理、県内本店、県内支店と広げて約１９０者の中から受託実績等を考慮して選定した。

委　員：　定期点検は随時行うものであるか。

事務局：　道路法改正により国の通達があり、平成２６年７月１日から２メートル以上の橋については５年に１度の点検が義務化になった。

委　員：　点検項目は決まっているのか。

事務局：　ガイドラインに沿って決められており、橋の部材等の確認がある。

委　員：　成果物は報告書で上がってくることになるか。

事務局：　そのとおり。点検の結果によって修繕が必要なものはなるべく早めに修繕する。

委　員：　落札業者は、今年度８月に開札があった「橋梁長寿命化修繕設計業務委託」を請け負っていたが、何か関係があるのか。

事務局：　それは、既に修繕計画を立てて動き出している案件であり、別のものである。今回の案件は、既に点検済みの数を除いた橋を５年間に分けて点検業務を発注したものである。

委　員：　残りの橋についても同様に点検業務を発注して、５年ごとにいくという考えでよいか。

事務局：　そのとおり。

委　員：　１５メートル以上の橋についても再度点検を行うことになるのか。
事務局：　１５メートル以上の橋の点検は平成２４年に点検済みであるため、次回は５年後の２９年度を予定している。
委　員：　平成２４年度の点検業務委託はどこが請けたのか。
事務局：　今回の落札業者である。
委　員：　橋梁というと、この事業者が圧倒的に強いのであるか。
事務局：　点検業務を請け負っていることで、修繕の見積もりについて優位にはある。
委　員：　こういった業務委託は受注意欲の高いものであるのか。
事務局：　業者同士で取り合いになっている感がある。

＜水道部＞
事案７・・・東部浄水場防雷設備設置工事【一般競争入札】
事案８・・・東部浄水場地電流収集線改修工事【指名競争入札】
【質疑応答】
委　員：　両方とも同じ東部浄水場でのことなのか。
事務局：　そのとおり。２つの事案については工事内容に関係性がある。従来の防雷システムは、避雷針で電流を地下に流す方法であるが、今回のシステムはワイヤやボール型の放散器を屋上に設置し、地上からの放電を拡散して薄くするものである。平成２６年度は水道庁舎管理棟の屋上に設置し、今年度は、処理棟の屋上に設置するものである。また、事案８は昨年と今年の工事を地下で結ぶ工事となっている。
委　員：　事案７は、３者がエントリー後、２者辞退したということであるか。
事務局：　そのとおり。
委　員：　昨年度の工事も同業者であったが、そのような技術をもっているということか。
事務局：　新しいシステムなので大手企業なら問題なく施工できるが、市内業者でもできるということなので、市内業者育成のため参加資格要件をこのように設けた。
委　員：　一般競争入札と指名競争入札の案件を一緒に発注したほうが安いのではないか。
事務局：　一緒にするのも可能であるが、分けることで業者にこのようなシステムを知っていただく機会ができる。
委　員：　この新システムを他の施設に導入する予定はあるか。
事務局：　もともと東部浄水場は避雷針を設置していたが、その状況だと施設を電流が貫通して機器類を駄目にしてしまう可能性がある。東部浄水場には平成２９年度に中央監視システムを構築するので、その高価な機器保守と水道配水停止を防ぐために設置する。配水施設は他に１５施設あるが、現在のところ設置予定はない。しかし、新設の江南浄水場ＰＣタンクが高い所にあるのでそこに設置したいと考えている。
委　員：　小中学校に防雷設備を設置する予定はあるか。
事務局：　このシステム自体が高価であるので悩ましい。公民館併設の中央消防署には、これとは別の防雷設備を導入している。今後新しく施設を建てるときにはその必要性について検討していく必要がある。
委　員：　アメリカ合衆国の特許とあるが、防雷効果は長く効くものなのか。
事務局：　メーカー会社の説明によると、ダムや医療センターなど国立の建物等に多く設置されており、設置事例で落雷した実績はないとのこと。
委　員：　デメリットは価格ということがわかったが、落雷しては困る。
事務局：　設置場所の周辺にも雷は落ちなくなる、とも聞いている。
委　員：　見栄えを考慮して、設置に意見が分かれるだろう。

事案９・・・配水管移設工事実施設計業務委託（その２）

【質疑応答】

委　員：　このような設計業務はどのくらいの間隔で行うものか。

事務局：　配水管移設工事をするための設計であるので、工事がある際に発注する。

委　員：　既に水道が整備されているところか。

事務局：　そのとおり。他の場所でもこのような移設工事は行っている。

委　員：　事案９は「その２」とあるが、「その１」は別の場所であるか。

事務局：　そのとおり。

３　その他

事務局：　今年度で委員の任期２年が終了となるが、次回の任期開始は４月１日とならない状況である。しかし、その間に談合や苦情等の審議していただく事案があった場合、次の委員が決まるまでは引き続きお願いしたい。ご賛同いただければ、要綱を改正したい。

委　員：　要綱改正はいつか。

事務局：　３月中には改正したい。

委員全員：　本件について承認する。

以上で、閉会となった。